

総室発第73号

平成23年9月6日

高島市長 西川 喜代治 様
長浜市長 藤井 勇 治 様
米原市長 泉 峰 一 様
彦根市長 獅山 向 洋 様

日本原子力発電株式会社
取締役社長 濱田 康男

原子力発電等に関する緊急申し入れについて（ご回答）

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年4月22日に、高島市様、長浜市様、米原市様および彦根市様よりお申し入れのありました「原子力発電等に関する緊急申し入れ」の件につきまして、以下のとおり回答いたします。

敬 具

記

今般の東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故に関し、同じく原子力発電所を運営する事業者として重く受け止めております。

弊社ではこの事故を踏まえ、津波対策等の原子力発電所の安全性向上対策に全力を傾注して取り組んでおります。

お申し入れ頂きましたご要望につきましては、真摯に受け止め、別添のとおり回答させていただきます。

今後とも、原子力発電所の安全・安定運転を最優先に、また情報公開に万全を期してまいりますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(別添)

1. 原子力施設のより一層の安全確保について

○「原子力発電所の安全の確保」につきましては、今回の事故を受けた緊急安全対策ならびにシビアアクシデント対策等を既に実施しておりますが、今後とも、必要な対策を迅速かつ徹底的に実施していく所存でございます。

○今回の事故は巨大地震により発生した津波の影響によって

①外部電源喪失や緊急時の電源確保ができなかったこと（全交流電源喪失）

②原子炉の冷却機能が喪失したこと

③使用済燃料貯蔵池の冷却機能が喪失したこと

が事故の拡大をもたらした要因であると考えられております。

○これらに対して、直ちに実施可能な対策を緊急安全対策として実施すると共に安全性確保のため、多重性、多様性を拡充し、より一層の信頼性向上を図る観点から応急対策を実施いたします。

○「電源確保」

①非常用ディーゼル発電機が使用できなくなった場合に備えて、発電所に電源車を配備するとともに、そこから発電所設備にケーブルを繋ぎ込むため、資機材と手順を整備し訓練を行っております。さらに、信頼性を高めるため冷却水を必要としない空冷式の発電装置を発電所に設置する予定です。

②現状において、1・2号機間の電源融通が可能となっておりますが、電源ケーブルを新たに敷設することにより電源融通の強化（増容量）をはかります。

○「原子炉の冷却機能の確保」

1号機については

①非常用復水器への給水手段がなくなった場合に備え、淡水、海水などを供給するため、消防車／可搬式動力ポンプ及び消火ホースを配備し、手順を整備し、訓練を行っております。

②非常用復水器への給水機能を強化するため、消防車から直接、淡水や海水を供給するための専用の配管を新たに設置いたします。

2号機については

電源の喪失により電動の冷却ポンプが作動しない場合でも、蒸気で駆動する給水補助ポンプにより自動的に蒸気発生器に冷却水を送ることで、原子炉の冷却が可能であり、長時間の冷却を可能とするため、消防車等で水を継続的に補給できるよう、資機材と手順を整備し、訓練を行っております。この対策をさらに万全なものとするため、水

の供給元となるタンクの周りに防護壁を設置して、津波の影響を受けないようにいたします。

○「使用済燃料プール（1号機は使用済燃料貯蔵池）」への給水機能の強化（1・2号機）

①使用済燃料プールを冷却する手段がなくなった場合に備え、淡水、海水などをプールに供給するため、消防車／可搬式動力ポンプ及び消火ホースを配備し手順を整備し、訓練を行っております。

②さらに消防車から使用済燃料プールに直接、淡水や海水を供給するための専用の配管を新たに設置いたします。

○これらの緊急安全対策に加え、重要な機器が津波による被害を受けないように、建物の扉を強化して水を通さない構造にする工事や、屋外にある海水ポンプの周りに防護壁を築く工事なども実施してまいります。

○シビアアクシデント対策

万一、シビアアクシデントが発生した場合の対応をより迅速・的確なものとする観点から、中央制御室の作業環境の確保、緊急時における発電所構内通信手段の確保、高線量対応防護服等の資機材の確保および放射線管理のための体制の整備、水素爆発を防止する対策の整備、がれき撤去用の重機の配備などの追加対策を実施しております。

○その他の対策

また、原子力災害防止対策の推進を一元的に統括する者として、原子力災害防止担当（本店発電管理室に部長級を1名、発電所に副所長級を1名）を新たに配置し、体制の強化を図っております。

○今後、新たな知見等が得られ次第、迅速かつ的確に必要な対策を追加し、発電所の安全確保に万全を期してまいります。

2. 監視体制の強化について

平常時の放射線の監視につきましては、発電所周辺に設置しているモニタリングポスト等による計測値を弊社ホームページ上で公開しており、ご確認していただくことが可能でございます。

「監視体制の強化」につきましては、今後、国における原子力防災対策の見直しの動きも踏まえ、また関係自治体様のご意向も踏まえながら検討してまいります。

3. 災害時の情報伝達の徹底について

万一、事故や異常が発生した場合の連絡体制につきましては、これまでも、滋賀県様、高島市様ならびに長浜市様への連絡体制を構築しています。弊社からの連絡体制につきましては再度確認させて頂く所存でございます。

4. 情報提供と説明責任について

原子力発電や放射性物質等に関する情報提供につきましては、皆さまのご指導を賜りながら今後より一層の工夫と努力をしております。さらに、原子力の安全対策や周辺環境の保全についての説明につきましては、ご要請に沿って対応しております。

5. 原子力災害対策にかかる法律等の見直しについて

「原子力災害対策にかかる法律等の見直し」につきましては、既に現在国において議論が始まっております。弊社といたしましてはその動きを注視しつつ、事業者として取り組むべき課題に真摯に対応しております。

6. 情報の提供と連携の強化について

地域防災計画の見直しの検討に際して必要となる原子力施設の安全対策や監視体制に係る情報につきましては、積極的に提供しております。

また、連携の強化につきましては、定期的な協議の場を設ける等、ご要請に沿って、対応しております。

7. 安全協定の締結に向けた検討について

敦賀発電所に係る異常時の通報につきましては、これまでも、滋賀県様、高島市様ならびに長浜市様への連絡体制を構築しております。

安全協定の締結につきましては、これまでの連絡体制構築の経緯や、関係者の皆様の御意向を踏まえ、検討しております。

8. 自然エネルギー導入への積極的な取組について

弊社は原子力発電の専門会社であり、定款等によりその業務範囲が定められております。

以上